

写真作業に関する達を次のように定める。

平成18年3月31日

防衛研究所長 河尻 融

写真作業に関する達

改正 平成23年 9月 1日防衛研究所達第5号

(目的)

第1条 この達は、防衛研究所における写真作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(写真作業の範囲)

第2条 写真作業は、次の範囲のものをいう。

- (1) 調査研究、教育訓練及び戦史編さんに関する写真の撮影、現像、複写、データ処理等の作業
- (2) 前号以外で教務課長が必要と認める作業

(作業請求)

第3条 写真作業を請求する者(以下「請求者」という。)は、写真作業請求票(別紙様式)を教育部教務課教材係長(以下「教材係長」という。)に提出する。

2 秘密区分、注意又は部内限りに指定されるものについて写真作業を請求する場合は、所定の事務処理を完結した上、写真作業請求票に秘密区分等を明記する。

(作業の実施)

第4条 教材係長は、写真作業請求票を受付けたときは、教材係の作業能力等を考慮し、作業方法等について立案の上、教育部教務課長(以下「教務課長」という。)の指示を受けるものとする。

(作業記録)

第5条 教材係長は、教務課長の定めるところにより、作業の実施記録を作成するものとする。

(フィルム等の保存)

第6条 教材係長は、写真作業が完了した場合、フィルム、データ等は、所定の保管場所に保存する。

(作業完了後の処置)

第7条 教材係長は、写真作業が完了した場合、教務課長に報告した後、写真等は当該請求者に引き渡す。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日防衛研究所達第5号)

この達は、平成23年9月1日から施行する。

